

○伊佐市におけるあらゆる差別を撤廃し人権を擁護する条例

平成20年11月1日条例第132号

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法をはじめ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）等の基本理念及びその趣旨を踏まえ、あらゆる差別により人間の尊厳が侵されていることに鑑み、速やかにあらゆる差別の撤廃と人権擁護を図るため、市及び市民の責務を明らかにするとともに市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(令2条例7・全改)

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市政のすべての分野にわたり必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、この条例の精神を尊重し、自ら人権啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

2 すべての市民は、あらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

(相談体制の充実)

第4条 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(令2条例7・追加)

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、国、県及び関係団体と連携の上、人権教育及び人権啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(令2条例7・旧第4条繰下・一部改正)

(調査の実施)

第6条 市は、施策並びに教育及び啓発活動を効果的に推進するため、必要に応じ、調査研究を行うものとする。

(令2条例7・旧第5条繰下・一部改正)

(推進体制の充実)

第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(令2条例7・旧第6条繰下)

(協議会の設置)

第8条 市は、あらゆる差別の撤廃と人権施策に関する重要事項について審議する機関として、伊佐市人権擁護推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員25人以内をもって組織する。この場合において、男女の数に均衡を失しないように務めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係機関及び団体の代表

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 協議会の運営に関する事項は、規則で定める。

(令2条例7・旧第7条繰下)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令2条例7・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命された協議会の委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (令和2年3月23日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

○高浜町人権のまちづくり条例

令和2年9月30日条例第30号

高浜町人権擁護に関する条例（平成8年高浜町条例第15号）の全部を改正する。

日本国憲法においては、全ての国民は法の下に平等であり、基本的人権を保障しておりますが、実際には、女性、性的少数者、子ども、高齢者、障害者、被差別部落の人々、先住民、外国人、感染症患者及びその関係者、並びに刑を終えた人々等に対する人権侵害に関する問題は依然として存在しております。

高浜町（以下、「町」といいます。）では、部落差別をはじめ、あらゆる人権侵害をなくし、人権の尊重された明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、高浜町人権擁護に関する条例（平成8年高浜町条例第15号）を施行し、全町的課題として取り組んできました。

しかしながら、最近では社会情勢の変化により全国各地でインターネットによる部落差別、本邦外出身者への差別的言動、障害者への人権侵害、いじめ、虐待、DV、ハラスメント等の人権課題が浮上し、重大な社会問題となっております。

このような社会情勢の変化といわゆる人権3法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号））を踏まえ、私たちは、町及び町民等の責務、人権施策の推進、人権教育及び人権啓発並びに相談体制の充実、審議会の役割等を明記してお互いの人権が尊重され、生きがいと誇りを持って暮らせる地域社会の実現（以下「人権のまちづくり」といいます。）に向けた取組を確実に進展させ、町の人権行政を力強く推進するため、ここに、高浜町人権のまちづくり条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、人権を侵害し、又は阻害する行為及び社会的システム（以下「人権侵害」という。）は決して容認されないものであるという認識のもと、町の人権行政の担い手としての自覚と、町民一人ひとりの主体的行動によってあらゆる人権侵害をなくし人権のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 社会的システム 人が日常生活又は社会生活を営む上で人権を侵害される原因となる社会における物事、制度、慣行、観念及びその他一切のものをいう。
- （2） 町民 町内に居住し、勤務し、又は通学する者をいう。
- （3） 事業者 町内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

（町の責務）

第3条 町は、第1条の目的の達成に向けて、必要な人権に係る施策（以下「人権施策」という。）を講ずるとともに、町民、事業者及び関係行政機関と連携を図り、家庭から地域

まで、あらゆる分野における町民の人権意識の高揚を図るために有効な手段を講ずるよう努めるものとする。

(町民及び事業者の責務)

第4条 全ての町民及び事業者は、町の人権施策に協力し、人権のまちづくりに参画するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

2 地域又は団体若しくは事業者の指導的立場等にある者は、人権のまちづくりのリーダーとしての自覚を備え、積極的に行動するように努めるものとする。

(人権施策の策定及び推進)

第5条 町は、人権施策として人権侵害の解消、防止その他規則で定める事項について策定する。

2 町は、人権施策につき積極的に推進するよう努めるとともに、定期的に評価し、必要に応じ見直すものとする。

(人権教育及び人権啓発の充実)

第6条 町は、町民が人権問題を正しく認識するとともに、人権侵害に対峙し、人権のまちづくりに参画する気運を醸成するため、あらゆる教育の場において系統的な人権教育を推進するとともに、全ての町民を対象とするきめ細かな人権啓発に取り組むものとする。

(調査の実施)

第7条 町は、国等が行う人権に関する実態調査等に協力する。

2 町は、人権施策の策定及び推進並びに町民の人権教育及び人権啓発の充実に反映させるために必要な人権に係る実態調査及び意識調査を定期的実施する。

(推進体制の充実)

第8条 町は、人権施策の推進並びに町民の人権教育及び人権啓発の充実に努めるため、国、県及び町内外の人権関係団体等との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 町は、国等との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ人権侵害に関する相談に的確に応ずるための体制充実に努めるものとする。

(審議会)

第10条 町は、あらゆる人権侵害をなくすための機関としてあらゆる人権侵害をなくする審議会(以下「審議会」という。)を必要に応じ設置するものとする。

2 審議会は、人権上の視点から、町の行政全般に対する審査及び提言を行うとともに、町長からの人権に関わる諮問に答申する。

3 審議会は、人権侵害が懸念される事案について、当該事案の当事者や関係者に協力を求め、事実関係の調査及び検証をし、その解決及び再発防止のため、必要な方策の策定、当該事案の当事者に対する支援及び啓発等について、町長に対し意見を述べる。

4 町は前2項に規定する、提言、答申及び意見について必要な措置を講ずるものとする。

5 審議会の運営に関する事項は、町長が別に定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○中土佐町人権尊重のまちづくり条例

平成18年1月1日条例第126号

(前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

しかし、現実社会においては同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、在日外国人等、人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組が強く求められている。

真に1人1人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるためには、私たち1人1人が、人権に関する問題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが何よりも重要であり、そのことが「人権という普遍的文化」の更なる進展につながるものであると考える。

よって、私たち中土佐町民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人々の人権が尊重され、明るく住みよいまち、中土佐町をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

(町と町民の役割)

第2条 中土佐町（以下「町」という。）は、町民1人1人の人権が尊重される社会の実現を目指し、効果的な人権教育と人権啓発の推進を図るとともに、人権尊重に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進する。

2 町は、人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、あらゆる差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る。

3 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、教育及び啓発活動の充実に努める。

4 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める。

(人権施策の推進)

第3条 町は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本計画（以下「基本計画」という。）を定める。

2 基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、在日外国人その他の人権に関する問題の解決に向けての施策に関すること。

(2) 人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 人権に関する相談及び支援体制に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(基本計画の策定)

第4条 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ次条に定める中土佐町人権尊重のまちづくり推進審議会に諮問し、その答申を尊重して基本計画を定める。

(審議会の設置)

第5条 前条の諮問に応じて審議するため、附属機関として、中土佐町人権尊重のまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査し、又は審議し、町長に意見を述べることができる。

(1) 隣保館の運営に関する事項

(2) 児童館の運営に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりに関する事項

(審議会の組織等)

第6条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、人権に関して学識経験を有するもののうちから、町長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）をはじめとする疾病、障がい、性別等を理由とした誹謗中傷又は偏見に基づく差別的な言動（以下「不当な差別等」という。）による社会的な孤立をなくし、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、互いに支え合う住みよい地域社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、不当な差別等の原因となる偏見や誤解をなくすため、正確な情報を収集及び整理するとともに、これを市民に対し速やかに伝達するものとする。

2 市は、不当な差別等を防止するため、正しい知識に基づく広報や教育活動など必要な施策を継続的に行うものとする。

3 市は、不当な差別等を受けた市民に対し、適切な支援及び助言を行うものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、互いに思いやりの心を持って、不当な差別等を行わないよう努めるとともに、これをなくすため市及び関係機関等の施策に協力するものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例

平成29年3月13日条例第2号

すべての人間は、生まれながらにして自由、平等であり、人として尊ばれ、人として生きる権利を持っている。

大泉町では平成6年に「人権尊重と福祉の町宣言」を制定し、互いの人権を尊重したいかなる差別もない、真に自由にして平等な明るいまちづくりに向けた取組に努めてきた。

しかしながら、人権に関する問題は依然として存在し、国際化や情報化の進展など社会情勢の変化に伴い、新たな形態の人権問題も生じている。

すべての人の人権が尊重され、誰も傷つかない、誰も傷つけない、そして誰もが生きがいをもって生活できる、人権が擁護されたまちづくりを推進し、もってあらゆる差別のない社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権と法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念を踏まえ、町及び町民等の責務等を定めることにより、人権侵害が生起しない、人権が擁護されたまちづくりを推進し、もってあらゆる差別のない社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策（以下「施策」という。）に取り組み、人権が擁護されたまちづくりを推進するものとする。

(町民等の責務)

第3条 町民及び事業者は、基本的人権を尊重し、差別をしない、させない、見過ごさないという自覚を持ち、人権尊重のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第4条 町は、施策を効果的に推進するため、国、県、関係団体等との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 町長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、大泉町人権対策審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成29年3月31日から施行する。

大泉町「人権尊重と福祉の町宣言」

町民一人一人が、お互いの人権を尊重しあらゆる形態の差別をなくし、同和問題等の一日も早い解消を含めて、真に自由にして平等な町づくりの推進と、町民総参加によるともに支えあう福祉の町づくりを目指して制定されました。(平成6年5月20日制定)

人権を尊重し、支えあう力と心のぬくもりで、みんなにやさしい町にしよう。

高齢者をうやまい、健康で生きがいのある生活に手をかそう。

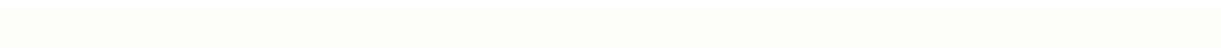
障害者の人格を尊重し、持てる力を発揮できるように支援しよう。

病弱者にやさしく接し、心の友となろう。

子供たちを愛し、心身ともに健やかに育てよう。

(婦恋村人権宣言条例) 10～12 頁

P D F 形式



○人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例

令和2年3月31日条例第3号

人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利であり、この権利が守られるべきことは日本国憲法で定められています。人権が守られるためには、自分の人権が守られること、相手の人権を守ること、この両方が大切です。

狛江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。

市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなで作っていくために、この条例を制定します。

人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だという心を育み、子どもから大人までみんながあたたかい気持ちで過ごすことができるよう、人権に対する思いを育んでいきましょう。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び団体の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者並びに市外に居住する者のうち、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内に滞在する者をいう。

(2) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいう。

(3) 関係機関等 東京都、法務局、警察署、他自治体、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。

(人権を侵害する行為の禁止)

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

(市民の権利)

第4条 市民一人ひとりとは、個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務等)

第5条 市は、市民一人ひとりを個人として尊重するとともに、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

2 市長は、主体的かつ率先して指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の機関との連携を図ることにより、前項に規定する市の責務を果たすものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守らなければならない。

2 市民は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(団体の責務)

第7条 団体は、その活動において、市民一人ひとり及び所属する個人の権利を守らなければならない。

2 団体は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等との連携)

第8条 市は、市民、団体又は関係機関等と連携し、人権に関する施策を推進する。

(相談及び救済)

第9条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。

(啓発等)

第10条 市は、市民が人権を身近なものと感じられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。

2 市は、第1条の目的の達成に向けて、市民の人権の尊重に関する意識を高めるため、その好事例となる活動を広く周知するものとする。

(子どもへの教育及び啓発)

第11条 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を学校教育その他子どもが活動する場等において推進する。

(市の支援)

第12条 市は、人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりに寄与する市民及び団体の活動に対して、人的、財政的その他必要な支援を行うものとする。

(狛江市人権尊重推進会議の設置)

第13条 この条例による人権を尊重するまちづくりを推進するため、狛江市人権尊重推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問機関とし、次の各号について所掌するものとする。

(1) 人権施策の評価、意識調査、人権に関する実態や課題の把握、重点啓発項目の設定その他の条例を推進するために必要な事項

(2) 第9条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討

(3) その他人権の尊重について必要な事項

3 推進会議は、前項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて関係機関等と連携するものとする。

4 推進会議は、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(組織等)

第14条 推進会議は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 公募市民

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して2期を超えない範囲で再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第17条 推進会議の庶務は、人権を所管する課が担当する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

○川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元年12月16日条例第35号

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- （2）本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(人権施策推進基本計画)

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(人権教育及び人権啓発)

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

(人権侵害による被害に係る支援)

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(人権尊重のまちづくり推進協議会)

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

(勧告)

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるとき

は、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする

る。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

- 3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

(審査会の調査審議手続)

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

- 2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

(報告及び質問)

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行かせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

（2）第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

○魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例

令和2年3月19日条例第11号

日本国憲法で、全ての国民に、法の下での平等その他の基本的人権の享有を保障しているように、全ての人は、かけがえのないひとりの人間として互いに尊重されなければなりません。魚沼市では、魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言の下、あらゆる人権課題の解決に向け、積極的な施策の展開を推進しています。しかし昨今、心の荒廃、いじめや差別等の問題が家庭、学校、地域社会など、あらゆる生活環境において、憂慮される事態となっています。

いじめや差別等は、基本的人権を脅かす行為です。この問題の背景には、家庭、学校、企業、地域社会などのそれぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあり、根本的な問題解決のためには、これら全ての関係者の協力が不可欠です。

いじめや差別等のない明るく住みよい社会を目指し、市民が様々な地域活動の中で築いてきた力を結集していじめや差別等を防止するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ・差別等の防止に関する基本理念を定め、市、市民、学校、社会福祉施設、企業及び公的機関の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、市の基本となる施策及びその推進体制の整備等に総合的かつ計画的に取り組むことにより、いじめ・差別等を防止して人権を守り明るく住みよい社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ・差別等 言葉、文書（電子媒体を含む。）、暴力等による心理的及び物理的な攻撃、無視等による精神的な苦痛を与えるもの及び偏見や先入観をもとに、特定の人々に対する不利益・不平等な扱い並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）に規定する虐待、暴力、差別等をいう。

(2) 市民 市内に住所又は生活若しくは活動の拠点を置く者及び一時的に市内に滞在する者をいう。

(3) 関係機関 警察署、児童相談所等の相談協力機関をいう。

(基本理念)

第3条 全ての市民は、何人に対しても、いじめ・差別等をしてはならない。

2 いじめ・差別等の防止の推進は、基本的人権を侵害する行為を許さない明るく住みよい社会を目指すことを旨として、行われなければならない。

3 いじめ・差別等のない明るく住みよい社会の実現に当たっては、市、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関及び地域社会がそれぞれの責務及び役割を自覚するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会と連携するとともに協力して、いじめ・差別等の防止に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、いじめ・差別等に関する通告、通報、相談等を受けた場合には、必要に応じて関係機関と連携し、問題の解決に当たらなければならない。

3 市は、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会におけるいじめ・差別等の防止活動について、必要な支援を行うとともに、活動の促進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 全ての市民は、基本理念にのっとり、市、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会が実施するいじめ・差別等の防止に向けた事業、活動等に積極的に協力するよう努めなければならない。

2 全ての市民は、いじめ・差別等を発見した場合又は知った場合は、速やかに市、学校又は関係機関に情報を提供するものとする。ただし、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。

(学校及び社会福祉施設の責務)

第6条 学校及び社会福祉施設は、いじめ・差別等の防止に向け、日常の取組、個別の対応等により、互いの権利の尊重に努めなければならない。

2 学校及び社会福祉施設において、いじめ・差別等を把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じるとともに、学校及び社会福祉施設だけで対応できない事案にあつては、市及び関係機関、関係団体と互いに連携し、事案の早期解決に向けた措置を講じなければならない。この場合において、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。

3 学校及び社会福祉施設は、市、関係団体、地域社会等が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に積極的に協力しなければならない。

(企業及び公的機関の責務)

第7条 企業及び公的機関は、事業活動等を通じて地域社会に貢献すべき社会的使命を有していることを認識し、経営者、管理者、従業員及び職員が互いに連携するとともに協力して、いじめ・差別等のない職場づくりに努めなければならない。

2 企業及び公的機関は、職場内でいじめ・差別等を把握した場合には、速やかにいじめ・差別等の解決に向けた対策を講じなければならない。

3 企業及び公的機関は、市、学校、社会福祉施設、関係団体及び地域社会が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に協力するよう努めなければならない。

(地域社会の役割)

第8条 地域社会及びその構成員は、様々な地域活動で得た人と人とのつながりを活かし、互いに助け合い協力して、いじめ・差別等の防止に向けた活動への役割を果たすとともに、市、学校又は関係機関への情報の提供に努めるものとする。

2 地域社会及びその構成員は、様々な地域活動の中で、いじめ・差別等のない明るく住みよい社会づくりに寄与するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、いじめ・差別等のない明るく住みよい社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する計画を策定するものとする。

(いじめ・差別等の相談窓口の設置)

第10条 市は、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会からのいじめ・差別等の相談に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、いじめ・差別等の防止に関する意識の高揚と普及啓発を図るため、あらゆる機会を捉えて啓発活動に努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第12条 市は、いじめ・差別等の防止及び解決に向け、情報の共有と迅速な対応を図るため、国、県、関係機関及び関係団体との連携の強化に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、いじめ・差別等の防止に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(個人情報に対する取扱い)

第14条 市は、この条例の施行に当たっては、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 いじめ・差別等に関する通告、通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

3 市、学校又は関係機関は、第5条第2項の規定により通告、通報、相談等した市民を保護するため、当該市民に係る個人情報の取扱いに万全を期さなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○香芝市人権尊重のまちづくり条例

令和2年3月23日条例第2号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理です。日本国憲法においても、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められています。しかし、人権課題は依然として存在し、また、インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化等により、人権課題は多様化しています。国においては、人権に関する法制度の整備が進められ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた人権課題の解決に向けて更なる取組が求められています。

本市においては、「人権擁護の市」宣言の趣旨にのっとり、人権に関する施策の推進に取り組んできましたが、多様化している人権課題に対し、市、市民及び事業者が協力し、より一層、人権尊重の理念の普及を推進していく必要があります。

ここに私たちは、お互いの多様性を認め合い、支え合う共生社会を実現し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって全ての人の人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、必要な人権に関する施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識して、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、関係機関等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発の充実)

第7条 市は、市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(相談体制等の充実)

第8条 市は、あらゆる人権課題に的確に応じるため、相談体制等の充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○三豊市人権尊重のまちづくり条例

令和2年6月30日条例第23号

三豊市人権擁護条例（平成18年三豊市条例第131号）の全部を改正する。

私たちの住む三豊市は、備讃瀬戸と燧灘をのぞむ優美な海岸線、三豊平野、讃岐山脈などの多彩な自然環境に恵まれ、市民は、豊かな歴史と文化を育んできた。このまちで、誰もがお互いを大切にし、自分らしく安心して生きていくことが、私たち市民の願いである。この願いを実現するために、三豊市は、平成18年9月27日、人権尊重都市宣言を行い、人権尊重のまちづくりを推進してきた。

しかしながら、私たちの身の周りを見てみると、日本国憲法で記されている、すべて国民は、法の下に平等であると言うには十分ではなく、予断や偏見に基づく不当な差別（以下「あらゆる差別」という。）が、今なお存在している。こうした状況の下、国は、平成28年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）を施行した。

人権は、全ての人生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが幸福を追求する権利を保障されている。人は、誰もが一人ひとり異なる存在であることから、互いの個性を認め合うことにより、人権を尊重していかなければならない。

日本国憲法、世界人権宣言、人権尊重の社会づくりを目的とする法令の理念の下、三豊市に住む私たちは、誰もが自由で幸せに生きることが出来る地域社会をつくっていくために、人権について正しく理解し、力を合わせていくことが必要である。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者がともに力を合わせて、あらゆる差別をなくすことを誓い、市民一人ひとりの人権が尊重され、個性を生かし多様性を認め合い、誰もが住みよい平和な明るいまちづくり（以下「人権尊重のまちづくり」という。）の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、あらゆる差別の解消を推進するとともに、人権を擁護するために必要な事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市民 市の区域内に在住、在勤又は在学をする個人をいう。

（2）事業者 市の区域内において、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（市の責務）

第3条 市は第1条の目的を達成するため、国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を深め、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努める責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、人権尊重のまちづくりのため人権意識の向上に心がけるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重のまちづくりのための体制の整備を図るとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第6条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発)

第7条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、人権尊重のまちづくりのために必要な教育及び啓発を行うものとする。

(調査)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりのための施策の実施に資するため、必要に応じ調査を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(審議会)

第9条 市は、人権施策の推進に関する事項その他この条例の目的を達成するための重要事項を審議するため、三豊市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営については、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

○高知市人権尊重のまちづくり条例

(平成31年4月1日条例第15号)

「自由は土佐の山間より」と言われているように、私たちが暮らす高知市は、自由民権運動の発祥の地として知られています。土佐人ならではの粋にとらわれない豊かな想像力と、自由や権利を大切にす精神から生まれたこの運動は、近代日本の国づくりに大きく貢献しました。

自由民権運動の中核を成す自由と権利を尊重する精神は、すべての人間は誰もが生まれながらにして自由であり、一人一人がかけがえのない人間であるとする「世界人権宣言」や、すべての国民は法の下に平等であるとする「日本国憲法」の理念にも通じています。

私たち高知市民は、この自由と権利を尊重する精神と文化を守り後世に引き継ぐとともに、お互いを大切にし、助け合う、あたたかい社会をつくるために努力を重ねてきました。

しかしながら、思想・信条や性別、人種、民族、宗教、社会での立場などの違い、生まれた場所、障害や病気の有無などを理由にした様々な差別や偏見は今なお存在していて、差別意識や偏見に基づく言動が多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしています。

特に、最近では、インターネット上での悪質な書き込み、真実ではない情報の流布による人権侵害や、外国人に対するヘイトスピーチなど、新しい課題が生じています。

このような状況の下、国は、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」を相次いで公布・施行しました。

誰もが自由で、一人一人尊い存在として大切にされ、平等に扱われる社会をつくっていくためには、私たちは、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さないという意思を態度や行動に表していかなければなりません。

ここに私たちは、高知市民としての誇りをもって、一人一人の違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合う共生社会を実現し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくために、不当な差別や偏見を許さず、これを解消していくという決意の下、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権を尊重する意識（以下「人権意識」という。）の高揚及び人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。

(2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識して、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市と協力し、人権尊重のまちづくりの推進に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する事項
- (2) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) 人権問題に関する相談及び支援体制の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第10条第1項に規定する高知市人権尊重のまちづくり審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

5 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、県その他関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の実施)

第8条 市は、差別を解消するために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

2 市長は、差別を解消するために必要に応じて調査を行い、指導及び助言を行うことができる。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 市は、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重のまちづくり審議会の設置)

第10条 本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、高知市人権尊重のまちづくり審議会を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 人権施策に関し、専門的な知識を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(基本計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている高知市人権教育・啓発推進基本計画（平成17年8月策定）は、第7条第1項の規定により策定されたものとみなす。

○長門市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例

(令和2年10月5日条例第27号)

(前文)

全国的に新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、未知のウイルスに不安や恐れを感じ、ウイルス感染に関わる人や対象を日常生活から遠ざけたり、差別するなど、人と人との信頼関係や社会とのつながりが薄れ、我々の生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、医療従事者をはじめとした新型コロナウイルス感染症の治療等に携わる方々、生活物資の輸送など社会機能の維持に携わる方々やその家族に対する不当な差別的扱いや、感染した方やその家族、その属する施設・機関又は海外から帰国された方や外国人の方等に対する誤解や偏見に基づく誹謗中傷等が、インターネットやソーシャル・ネットワーク・サービスを中心に拡大しているという悲しい事例も報告されています。

長門市としては、こうした行為を「決してあってはならないもの」「許されないもの」という考えに立ち、市民、事業者及び市が一丸となり、それぞれの立場でできることを行い、人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けた取組を進めるために本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の患者等の人権を擁護するため、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、感染症に関連した人権の侵害を未然に防止するとともに、人権の侵害に対して適切な対応を行い、もって人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 市民 本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (3) 事業者 市内において、営利を目的とする事業を行う個人若しくは法人又は市民活動を組織的かつ継続的に行うことを主な目的とする団体をいう。
- (4) 感染症の患者等 アからウまでに掲げる者をいう。

ア 感染症の患者、感染症にかかっているおそれのある者、感染症から治癒した者、感染症の患者と接触した者（その者が属する事業者を含む。）及びその家族

イ 医療機関をはじめ、職務上、感染する可能性が高い事業所で勤務している者（その施設・機関を含む。）及びその家族

ウ 海外から帰国した者、訪日外国人、帰省者及びその家族

(基本理念)

第3条 何人も、感染症の患者等の人権を最大限に尊重し、感染していること、感染しているおそれがあること又は感染していたこと等を理由として、不当な差別、偏見、誹謗中傷などの人権の侵害をしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、条例の理念を達成するため、国及び他の地方公共団体と連携し、感染症に関する情報の収集及び整理に努めるものとする。

2 市は、教育活動、広報活動等を通じて、感染症に関する正しい知識の普及啓発及び発信に努めるものとする。

3 市は、感染症の患者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行うための窓口を設置するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条に掲げる基本理念を理解し、市等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の患者等の人権を侵害することのないよう十分に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に掲げる基本理念を理解し、市等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、従業員教育を進めるとともに、事業活動を行うに当たっては、感染症の患者等の人権を侵害することのないよう十分に配慮しなければならない。

(その他)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都

○東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

平成三〇年一〇月一五日条例第九三号

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例を公布する。

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

東京は、首都として日本を^{けん}牽引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を続けている。また、一人一人に着目し、誰もが明日に夢をもって活躍できる都市、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市の実現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京都は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京都人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の^{すう}趨勢を見据えることはもとより、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民全ての願いである。

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

(目的)

第一条 この条例は、東京都（以下「都」という。）が、啓発、教育等（以下「啓発等」という。）の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。

(都の責務等)

第二条 都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。

3 都民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第二章 多様な性の理解の推進

(趣旨)

第三条 都は、性自認（自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。）及び性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。）を理由とする不当な差別の解消（以下「差別解消」という。）並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るものとする。

(性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第四条 都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(都の責務)

第五条 都は、第三条に規定する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るため、基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、前項の基本計画を定めるに当たっては、都民等から意見を聴くものとする。

3 都は、国及び区市町村が実施する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の取組について協力するものとする。

(都民の責務)

第六条 都民は、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に関し、差別解消の取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第三章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(趣旨)

第八条 都は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成二十八年法律第六十八号。以下「法」という。）第四条第二項に基づき、都の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動（法第二条に規定するものをいう。以下同じ。）の解消を図るものとする。

(定義)

第九条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公の施設 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二の規定に基づき、都条例で設置する施設をいう。

二 表現活動 集団行進及び集団示威運動並びにインターネットによる方法その他手段により行う表現行為をいう。

(啓発等の推進)

第十条 都は、不当な差別的言動を解消するための啓発等を推進するものとする。

(公の施設の利用制限)

第十一条 知事は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるものとする。

(拡散防止措置及び公表)

第十二条 知事は、次に掲げる表現活動が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとする。ただし、公表することにより第八条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

一 都の区域内で行われた表現活動

二 都の区域外で行われた表現活動（都の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 都民等に関する表現活動

イ アに掲げる表現活動以外のものであって、都の区域内で行われた表現活動に係る表現の内容を都の区域内に拡散するもの

2 前項の規定による措置及び公表は、都民等の申出又は職権により行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による公表を行うに当たっては、当該不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

4 第一項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他知事が認める方法により行うものとする。

（審査会の意見聴取）

第十三条 知事は、前条第一項各号に定める表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあると認めるとき又は同条第二項の規定による申出があったときは、次に掲げる事項について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が同条第一項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

一 当該表現活動が前条第一項各号のいずれかに該当するものであること。

二 当該表現活動が不当な差別的言動に該当するものであること。

2 知事は、前項ただし書の場合には、速やかに審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は知事に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3 知事は、前条第一項の規定による措置又は公表を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

（審査会の設置）

第十四条 前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、知事の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この章の施行に関する重要な事項について調査審議するとともに、知事に意見を述べることができる。

（審査会の組織）

第十五条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 審査会の委員は、知事が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱する。

3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（審査会の調査審議手続）

第十六条 審査会は、知事又は第十三条第一項若しくは第三項の規定により調査審議の対象となっている表現活動に係る第十二条第二項の規定による申出を行った都民等に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、前項の表現活動を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第一項の規定による調査を行わせることができる。

(審査会の規定に関する委任)

第十七条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(表現の自由等への配慮)

第十八条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に行われた表現活動について適用する。